

平成 29 年度 地域における都市機能の集約及び レジリエンス強化を両立するモデル構築事業 公募要領

平成 29 年 3 月 21 日
環境省総合環境政策局環境計画課

環境省では、平成 29 年度から、地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業（以下「本事業」といいます）を実施することとしております。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、本要領に記載しておりますので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いします。

本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

なお、本公募は、平成 29 年度予算成立等を前提に行うものです。

目次

1. 本事業の目的と性格
2. 本事業の応募要件及び実施体制
3. 本事業の対象、実施期間等
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募書類及び手続
6. 応募にあたっての留意事項
7. 問い合わせ先
8. その他

1. 本事業の目的と性格

2015年12月の「パリ協定」採択を受け、長期的な温室効果ガス排出の大幅削減や緩和・適応の同時達成に向けた取組の推進が必要とされています。特に、世界規模で進む都市化を念頭に、温室効果ガスの排出や気候変動リスクの増大を未然に防止する都市モデルの構築は喫緊の課題とされています。

我が国においても、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において、低炭素型の都市・地域づくりの推進の一環として「都市のコンパクト化」が掲げられたところです。

都市機能の集約を推進するためには、区域に複数の拠点を形成し、高度なエネルギーマネジメントを通じた地域熱供給（コジェネ導入、廃熱活用）や再生可能エネルギーの最大限の導入を図るとともに、適応計画や気候変動の影響評価の観点も加味した構想が必要です。

そのため、環境省では、都市機能の集約とレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体へ委託し、当該取組を実現するための事業計画の策定や実現可能性調査を実施するものです。

本事業において得られた成果は、都市機能の集約とレジリエンス強化を両立するための計画策定手法として将来的に取りまとめることを目指すとともに、今後モデル事例を全国へ幅広く普及展開していくこととします。

2. 本事業の応募要件及び実施体制

(1) 応募できる者の要件

本事業に応募できる者は、地方公共団体（都道府県を除く）とします。

(2) 事業の実施体制

本事業は、地方公共団体と複数の事業者等が共同で行うことも可能です。共同実施の場合、地方公共団体が本事業の申請者となり、申請者以外の事業者を共同実施者としません。

地方公共団体は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程

に関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有します。また、地方公共団体は、事業が採択された後は、円滑な事業執行と目標達成のために、共同実施者を代表してその事業推進に係るとりまとめを行うとともに、事業の共同実施者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制はやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業採択後に変更することはできません。

3. 本事業の対象、実施期間等

(1) 本事業の対象について

以下の要件を満たす事業を対象とします。

・基礎的要件

- ①事業を行うための実績・能力を有し、実施体制が構築されていること
- ②提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること
- ③他の府省庁の補助金等の助成（助成の決定を含む）を受けていないこと

・事業としての要件

- ① 排出削減に関連する行政計画（都市計画、低炭素まちづくり計画、公共施設等総合管理計画、立地適正化計画等）との適切な連携を図りつつ、地方公共団体実行計画に今後位置付けられる具体的施策、または既に位置付けられている施策に係る計画の策定や実現可能性調査であること
- ②温室効果ガス（エネルギー起源CO₂）の削減効果（見込み）について、事後的な評価に耐え得ること※1
- ③事業性・採算性について、事後的な検証に耐え得ること
- ④都市機能の集約と合わせて、気候変動による影響を加味した防災・減災等に対応したレジリエンス強化への貢献性が想定されること※2
- ⑤先進性・モデル性があり、他地域への展開の可能性が見込めるなど、普及性が想定されること

※1：例えば、本事業内において、専門家等と共同で温室効果ガス削減効果及びその算出方法について検証を行い、成果報告会等で説明していただくことを想定しています。（検証手法は問わない。）

※2：本事業内において、「地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン」に基づき、気候変動による影響評価を行っていただくことを想定しています。

(2) 予算額について

平成29年度は、1件あたり概ね3千万円程度を上限とし、かつ採択事業（3件程度を想定）の事業費の合計が1億円以下となるよう、外部有識者からなる審査委員会を経て採択します。

(3) 事業実施期間等について

原則として単年度とします。ただし、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、事業が当該年度内を超えて実施する必要がある、かつ、正当な事由に該当すると認められ

た場合は2カ年度とします。なお、2カ年度で行う事業の実施者は、毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、設定した目標の達成状況等について、年度末に外部有識者から構成される評価委員会による中間評価を行うこととし、次年度の事業計画と併せて事業継続実施の可否について審査します。

なお、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、2カ年度の実施を保障するものではありません。また、毎年度中間評価等の審査を行い、事業の継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや事業の中止を指示することがありますので予めご了承下さい。

(4) 事業の開始について

採択後、環境省との当該委託契約の締結日以降（6月上旬以降を予定）に事業を開始することが可能となります。契約締結日以前の経費については、対象経費として認められませんのでご注意ください（なお、諸事情により早期開始が必要な場合についてはご相談下さい）。

4. 公募から採択までの流れ

(1) 選定・採択スケジュール

公募から選定・採択までのスケジュールは概ね以下のとおりとすることを予定しています。

- ① 本要領に基づく公募（平成29年3月21日～4月21日）
- ② 審査委員会による審査（平成29年5月上旬）
- ③ 採択事業の決定（平成29年5月中）

(2) 選定・採択の方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。審査では、応募者からのヒアリングを実施することがあります。また、審査にあたって、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

①事前審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が3.（1）基礎的要件を満たしているかどうかについて、環境省が書面による事前審査を行います。明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・対象事業・経理・積算・削減効果など）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

②本審査

事前審査を通過した応募について、環境省が設置する審査委員会（外部有識者で構成）において、必要に応じて応募主体からヒアリングを行うなどして、3.（1）事業としての要件に基づいて審査を行った上で、予算の範囲内において、採択事業を決定します。

なお、事業を行うための能力・実施体制に疑義がある場合等は、外部機関を活用した審査を実施する場合があります。

③採択事業の決定

事業の採否は、審査委員会による審査を基に行います。採択にあたっては、審査結

果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

5. 応募書類及び手続

(1) 応募様式について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下の書類とします。様式の電子ファイルは、環境省 HP からダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成して下さい。

- ・地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業応募書類
- ・共同実施で行う場合、地方公共団体以外の事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料、定款又は寄附行為
- ・共同実施で行う場合、事業者及び民間研究所等の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ・その他参考資料

(2) 応募書類の提出方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参または郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、環境省へ提出して下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「平成29年度地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業 応募書類」と朱書きで明記して下さい。受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって下さい。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省総合環境政策局環境計画課

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

5. (1) に掲げる各書類について、正本1部・副本7部を提出して下さい。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（DVD-R）を1部提出して下さい（電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい）。

(4) 提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報、「平成29年度地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業」以外の目的で使用することはございません。

(5) 受付期間

平成29年3月21日（火）から平成29年4月21日（金）17時必着

※応募期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

6. 応募にあたっての留意事項

(1) 本事業の性質について

本事業は、環境省からの委託事業となります（補助金ではありません）。本事業の目的に合致する事業を環境省の代わりに実施するものであり、環境省の求めに応じて事業を実施する必要があることに留意して下さい。また、委託費の支払は、事業完了後の検査後払い（精算払）を原則としています。精算払とは、委託事業が終了し、受託者から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託事業に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことをいいます。

(2) 他助成事業の応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の事業（平成 28 年度末をもって終了するものを除き、平成 29 年度からの助成が決定しているものを含む。）と内容が類似しているものについては、本事業へ応募できません。また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに問い合わせ先まで連絡して下さい。

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者（独立行政法人の配分機関を含む。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

(4) 事業中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(5) 次年度の契約（2カ年事業の場合）

委託契約は、単年度ごとの契約となります。年度ごとに業務遂行状況が良好と認められる場合には、提出された計画に基づき次年度の契約を締結します。ただし、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、本事業の内容の大幅な変更を行うことや、契約を締結しないことがあります。

(6) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された事業者の提案内容は、契約仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

7. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は下記のとおりです（5.（2）応募書類の提出先と同じ）。ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「平成29年度地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境計画課

E-mail: SOKAN_CHIIKI2@env. go. jp

受付期間：平成29年3月21日（火）から平成29年4月14日（金）17時必着

8. その他

- (1) 公募により提案のあった事業を、審査委員会において審査した上で、選定・採択します。応募にあたり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んで下さい。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。